

宮島競艇施行組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年八月九日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第三十号

宮島競艇施行組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

宮島競艇施行組合の管理職員等の範囲を定める規則（平成元年広島県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中

事業局	局長 次長 課長 参事（総務課） 課長補佐（総務課） 庶
出納室	出納室長
事業局	局長 次長 課長 参事（総務課） 課長補佐（総務課） 庶
出納室	出納室長
事業局	局長 次長 課長 参事（総務課） 出納室長 課長補佐（総務課） 庶

改め、同表備考を次のように改める。

備考 事業局の項中「課長補佐（総務課）」とは、課長補佐のうち、総務課に置かれ、人事、職員団体又は財政に関する事務を担当するものをいう。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。